

2020年度全国統一要約筆記者認定試験の手引き

実施：青森県聴覚障害者情報センター
一般社団法人 要約筆記者認定協会

I. 試験概要

要約筆記者として必要な知識及び技能を客観的に測定するための筆記及び実技試験の問題、採点、合否判定基準及び具体的実施方法等について、（一社）要約筆記者認定協会から提供を受け、各都道府県、各市町村における要約筆記者の登録試験とするため以下の試験内容を実施します。

1. 試験日時 2021年2月21日(日) 午後1時から午後3時30分（集合は12時半）
2. 申込締切 2020年12月23日（水）必着
3. 合否発表 2021年3月18日（木）
4. 試験内容 〈筆記試験〉 60分
〈実技試験〉 手書き：ロール・ノートテイク用紙を使った実技各1問
パソコン：一人入力2問
5. 試験会場 青森県総合社会教育センター
6. 申込先 青森県聴覚障害者情報センター
〒030-0944 青森市大字筒井字八ツ橋76-9
電話：017-728-2920

II. 受験資格者

下記のいずれかに該当する人

1. 要約筆記者養成課程を修了した者
2. 補習講習等を受けた現任要約筆記者奉仕員および同等の知識・技術を有する者

III. 出題範囲及び試験科目

厚生労働省通知における要約筆記者養成カリキュラム・必修科目

1. 筆記試験 要約筆記者に必要な基礎知識
 - ・ 聴覚障害の基礎知識 … 第1講
 - ・ 社会福祉の基礎知識 … 第6講・第8講・第13講・第14講
 - ・ 要約筆記の基礎知識 … 第2講・第4講・第5講・第9講・第10講・第11講・第12講
第13講・第14講
 - ・ 日本語の基礎知識 … 第3講

※右欄は「厚生労働省カリキュラム準拠要約筆記者養成テキスト上下巻第2版」（全難聴・全要研「要約筆記者養成テキスト作成委員会」発行）の該当講です。（参考）
なお、要約筆記者養成カリキュラム「社会福祉の基礎知識」には、最近までの社会福祉の動向が含まれます。

2. 実技試験

- | | | | |
|----------|--------|-------------|------------|
| (1)手書き： | 1問5分程度 | ノートテイク現場を想定 | ノートテイク用紙使用 |
| | 1問5分程度 | 全体投影現場を想定 | ロール使用 |
| (2)パソコン： | 1問5分程度 | ノートテイク現場を想定 | パソコン入力 |
| | 1問5分程度 | 全体投影現場を想定 | パソコン入力 |

(1)(2)とも 社会福祉、障害者福祉、聴覚障害問題から1問、一般的内容から1問とする。
第1問目は、資料がある現場を想定して実施します。

IV. 受験日の流れ

1. 入室
2. 筆記試験（60分）
3. 休憩および実技試験準備
4. 手書き実技試験（2問）
5. パソコン実技試験（2問）
6. 終了

V. 試験実施団体に提出する書類

受験申込者は、次の書類を試験実施団体に提出してください。

記入もれのないようボールペンを使って楷書で正確に記入し、受験申込日より6ヶ月以内に撮影した上半身正面脱帽の証明写真(縦4.0cm、横3.0cm)を指定欄に貼付してください。写真を貼る前に裏面にボールペンで氏名を記入してください。書類に不備のあるものは受理しません。

1. 受験申込書
2. 住所・氏名を記入の上、切手添付の返信用封筒1通（受験票返送用）
（長形3号<横12cm、縦23.5cm>返信の宛名には「様」とご記入ください。）
3. その他

VI. 受験者への注意事項

1. 試験全般

- (1) 試験前日までに受験票が届かない方は、速やかに実施団体までご連絡ください。
- (2) 試験中は、試験会場の指定された場所以外に立ち入らないでください。
- (3) 指定された場所以外での喫煙を禁止します。
- (4) 試験会場では、電話連絡は受け付けません。
- (5) 試験会場に入ったら、携帯電話等の通信機器は試験の終了まで使用できません。係員の指示に従って電源を切ってください。
- (6) その他、試験監督者の指示事項に従ってください。
- (7) 欠席される場合は申込先へご連絡ください。事前配布物がある場合は、返却期日等を申込先と相談の上、欠席された方のご負担で実施主体までご返却ください。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策について、別紙の事項にご協力をお願いします。

2. 筆記試験

- ・受験番号と同一番号の席に座ってください。
- ・筆記用具は、HBの鉛筆またはシャープペンシル・プラスチック製消しゴムを持参してください。

3. 実技試験

- (1) 手書き要約筆記では、中字油性ペン（ロール）、水性ボールペン1.0（ノートテイク用紙）を使用します。
- (2) パソコン要約筆記では入力用パソコンを使用します。入室後、係員から立ち上げについての指示がありますので、それに従ってください。
なお、パソコンの実技試験は各自が係員の指示に従ってUSBメモリに保存するところまでとします。
- (3) 実技試験はCDをかけて実施します。試験環境を一定に保つため一切の私語を禁止します。

別紙)

要約筆記者認定試験における新型コロナウイルス感染症対策について
(受験する皆様へのお願い)

試験会場には多数の人が訪れます。会場においては十分な感染拡大防止策を講じますが、受験者及び試験監督官の感染防止のため、以下に該当する場合は、受験を控えていただけるようご協力をお願いいたします。

【来場まで】

- ①受験当日朝に、各自検温を行い、37.5 度以上の発熱があった場合（または、平熱比1度超過）。
- ②息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、軽度であっても、咳、咽頭痛、味覚障害などの症状がある場合。
- ③過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国、地域への訪問歴がある場合。
- ④過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触があった場合。
- ⑤心臓病、糖尿病、高血圧症などの基礎疾患があり、リスクが高いと自覚する場合。
- ⑥過去2週間以内に同居者に肺炎症状の疑いがある場合。

【来場時】

- ①来場時、マスクの着用のない方の受験はお断りします。
- ②受付時に検温を行い、37.5 度以上の発熱があった場合には、入場をお断りします。また、軽度であっても咳などがある場合には、入場をお断りする場合があります。

【来場後】

- ①新型コロナウイルスの感染拡大を防止する際に必要となる個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることがあります。（万一、試験後2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された場合は実施団体まで連絡をお願いします。）